

予 第 142 号
平成 21 年 10 月 1 日

本 庁 各 部 局 長
議 会、 監 査 委 員 及 び
各 委 員 会 の 事 務 部 局 の 長
各 広 域 振 興 局 等 の 局 長 } 様

岩手県副知事 宮 館 壽 喜

平成 22 年度の予算編成について（通知）

国の平成 22 年度予算については、新政権の発足により国の予算の見直しが行われることとなっており、その全容は明らかになっていないところですが、国の総予算 207 兆円を全面的に組み替え、新しい優先順位に基づいて、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済に税金を集中するなど、歳入歳出両面にわたる制度改正や徹底した見直し等が行われる見込みです。

本県においては、地域経済や県民生活を取り巻く厳しい状況が引き続いており、低調に推移する県民所得、回復が遅れている雇用情勢、若者を中心とする人口流出や地域の医師不足をはじめ、私たちの暮らしは、様々な危機に直面しています。

また、本県財政は、景気の低迷等による県税収入の減少をはじめ、近年の地方交付税の大幅な削減や、国の要請に沿って行ってきた経済対策に伴い発行した県債の償還が、当分の間、高い水準で推移すること、また、主要 3 基金の残高が大きく減少していることなどから、今後の財政運営は、依然として厳しいものが見込まれます。

こうした財政状況の中、平成 22 年度予算は、安定的な財政運営を行うため、中期的な財政収支の見通しを踏まえつつ、より踏み込んだ歳入確保・歳出削減策の実行など、不断の行財政改革を進めながら、「希望郷いわて」の実現を目指し新たに策定を進めている「新しい長期計画」を着実に推進する予算として編成する必要があります。

したがって、来年度の予算編成に当たっては、このような財政環境を踏まえ、あらゆる角度から歳入確保の取り組みを進める一方、政策評価結果等を踏まえ、事業効果、効率性等を検証し、歳出の徹底した見直しを行うとともに、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図り、一層の「選択と集中」を進め、更なる創意と工夫をこらすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用努めることとさせていただきます。

また、今後、国において進められる地方行政に係る制度等の見直しについては、その動向を十分注視するとともに、適時適切に予算編成に反映させてください。

つきましては、平成 22 年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう、通知します。

記

- 1 財政運営の健全化を推進するため、中期的な財政収支の見通しの下に、より徹底した歳入の確保及び歳出の削減など、不断の行財政改革に取り組むこと。
- 2 歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、あらゆる角度から歳入確保を図る観点から、地方交付税や県税収入など一般財源の確保に努めるとともに、使用料・手数料の見直し、未利用資産の処分、収入未済額の解消など、積極的に歳入確保に努めること。
- 3 歳出については、歳入に見合った規模となるよう、引き続き歳出の抑制を図るとともに、「政策の選択と集中による行財政資源の配分」が可能となるよう、政策的な経費については、全庁的な調整の下、政策の重点化を図ること。
- 4 平成 22 年度の施策の企画立案に当たっては、次の点に配慮すること。
 - (1) 現在、策定を進めている「新しい長期計画」を着実に推進する観点から、岩手の未来を拓く「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」をはぐくむ視点に十分留意すること。
 - (2) 「新しい長期計画」(案) のアクションプラン(改革編)に基づき、多様な主体が公共サービスを担う仕組みを整備する観点から、県と民間の協働を拡大する事業、民間力・地域力が発揮できる事業について検討すること。

また、県、国、市町村、地域団体や県民が、それぞれ果たす役割分担を明確にしたうえで、事業の検討を行うこと。

更に、県及び県職員が既存の枠組みや仕組みにとらわれず、独創力と行動力を発揮しながら、県民とともに、地域課題などの解決を図ることを行動の指針とする運動を展開することとしていることから、その趣旨の反映に十分留意すること。
 - (3) 4 広域振興局体制の初年度となることから、地域の一体感を醸成し、地域課題に的確に対応した施策を可能な限り反映させるよう、広域振興局等との協議・調整を十分に図るなど、その趣旨の反映に十分留意すること。
 - (4) 県政懇談会における提言等、県民・現場のニーズを的確に把握したうえで、事業を検討すること。
- 5 公共事業については、「新しい長期計画」(案) に掲げる「いわてを支える基盤の実現」としての観点から重点化を図ること。
- 6 予算要求に当たり、留意すべき事項は、次のとおりであること。
 - (1) 当初予算は、年間予算として編成することとし、補正予算は、法令若しくは制度の改正等その後に生じた特別の事由に基づくものに限定すること。

- (2) 予算要求に当たっては、要求・調整基準を設定するので、所管の予算について部局内で十分検討、調整を行い、年間を通じて適切かつ円滑な執行が確保されるよう配慮すること。
- (3) 「政策等の評価に関する条例」に基づき実施した政策評価における「課題と今後の方向」について、十分に議論、検討のうえ、評価結果を踏まえ、政策の優先度に応じた重点化を図るとともに、効果・効率性についても配慮すること。
- (4) 全ての事務・事業の見直しにより、効果の低い事業は廃止するなど、施策や事業の徹底した見直しを行うと共に、新規事業に要する経費については、財源を振り替え対応するよう努めること。
- (5) 近年、予算の繰り越しや不用額が多額になっていることから、予算調整に当たっては、事業毎に年度内に執行可能な事業量を十分に検討のうえ、多額の繰り越しや不用額が生ずることがないように特に留意すること。
- (6) 部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。